

# 法人番号・個人番号（マイナンバー）の記載について

平成28年1月1日以降に提出する償却資産申告書の様式に個人番号の記載欄が新設されました。個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、本人確認資料（個人番号確認資料＋顔写真付身元確認資料）の提示が必要となりますので予めご了承下さい。

## 1. 法人番号の記載

13桁の法人番号は、公表されることを前提とした番号です。間違いのないよう注意してご記載ください。法人番号確認書類の添付は必要ありません。

## 2. 個人番号の記載

12桁の個人番号は、住民票を有する全ての方に通知される大切な番号です。個人情報の漏えい、成りすまし等を防ぐため、個人番号が記載された申告書の受付には本人確認が必要です。（郵送の場合は下記を参考に確認書類の写しを同封して下さい）

### 【本人による申告の場合】（一般的な本人確認方法）

個人番号カード（写真付のもの）：これ1枚で可



↓ 個人番号カードがなければ

通知カード  
又は  
個人番号記載の住民票の写し

+

運転免許証等（写真付）が必要

↓ 顔写真付の証明書がなければ

通知カード  
又は  
個人番号記載の住民票の写し

+

2種類以上の証明書  
（公的医療保険の被保険者証や  
年金手帳等）が必要

### 【代理人による申告の場合】（一般的な代理申告方法）

①委任状（代理権の確認）、②代理人の運転免許証等（代理人の身元確認）、③申告者の個人番号カードや通知カードの写し（本人の番号確認）が必要です。

（税理士の場合は、①税理代理権限証書、②税理士証票、③申告者の個人番号カード又は通知カードの写し。）

申告書への番号記載場所は下記矢印部分となります。

平成 年 月 日		平成 28 年度		※ 所有者コード	
受付印 (宛先)		償却資産申告書(償却資産課税台帳)			
1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先	(電話)	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・無
		5 事業種目 (資本等の金額) (百万円)		9 増加償却の届出	有・無
2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	(屋号)	6 この申告に回答する者の係及び氏名 (電話)		10 非課税該当資産	有・無
		7 税理士等の氏名		11 課税標準の特例	有・無
				12 特別償却又は圧縮記載	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法